

2019年「春の全国交通安全運動」の実施について

【北海道実施要綱から抜粋】

1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。

2 期間

令和元年5月11日(金)～令和元年5月20日(月)までの10日間

3 全国運動重点

- 「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」
- 「自転車の安全利用の推進」
- 「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」
- 「飲酒運転の根絶」

【事業用トラックの取組ポイント】

1 最重点推進項目

(1) 追突事故の防止

- 事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故防止の徹底。

(2) 交差点事故の防止

- 横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右の安全確認により、交差点左折時の自転車巻き込み及び右折時の横断歩行者、自転車との事故防止の徹底とドライブレコーダーの普及を促進しましょう。

(3) 飲酒運転の根絶

- 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施しましょう。

2 重点推進項目

(4) 子供と高齢者の交通事故防止

(5) 歩行者・自転車との交通事故防止

(6) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

(7) 高速道路における事故の防止

(8) トレーラ事故の防止

(9) 健康起因事故の防止

(10) 過労運転等の防止

3 車両の安全性の確保

事業者等は、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等や不正改造の防止を徹底しましょう。

4 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、「セーフティ通信」(北ト協 FAX)等を活用し従業員の安全意識の高揚を図りましょう。

5 広報啓発活動の推進

各種活動により安全意識の高揚を図りましょう。特に、5月20日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」となっておりますので重点的な広報啓発活動等をお願いいたします。